

幸区役所不当要求行為等防止対策連絡会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 不当要求行為等防止対策協議会設置要綱第5条の規定に基づき、幸区役所における事務事業に対する不当要求行為及び暴力的行為（以下「不当要求行為等」という。）の防止対策に係る事項について検討し、防止施策を実施するため、幸区役所不当要求行為等防止対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(委員長等)

第2条 連絡会の委員は、幸区役所の部長職並びに課長職とする。

2 委員長は、区長とし、副委員長は副区長とする。

(所管事項)

第3条 連絡会は、次の事項についての連絡、協議及び検討を行う。

- (1) 不当要求行為等の予防策及び対応策の職員への周知に関すること。
- (2) 不当要求行為等の事例、情報の収集及び交換に関すること。
- (3) 不当要求行為等の防止策等の研修に関すること。

(会議)

第4条 連絡会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成19年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。